

第 7 章

米州人権裁判所の勧告的管轄権

——米州諸国における人権尊重のための地域協力の一形態——

I 序

米州機構(OAS)憲章は、米州諸国の原則として「個人の基本的権利」を宣言し(現行3条k)，国が「個人の権利」を尊重しなければならない，としている(16条)。これらの規定は、OASの人権活動の基礎をなすものである。この憲章を採択した1948年の第9回米州諸国国際会議は、「人の権利および義務に関する米州宣言」(「米州人権宣言」)も採択している。世界人権宣言に先立つものであるが、同宣言の草案から強い影響を受け、同宣言にほぼ対応する28カ条で自由権と社会権を定める。ただ同宣言とは、10カ条の義務カタログを定める点が異なる。

米州人権宣言は、本来法的拘束力をもたないが、1970年発効の憲章改正で米州人権委員会が米州機構の主要な機関の一つとなったことにより法的拘束力を有するに至ったと、同委員会により判断されている。同委員会の作業は、その規程上、米州人権宣言上の人権をふまえてなされているのである。

OASは、1969年米州人権特別会議で「米州人権条約」(以下、「条約」ともいう)を採択した(1978年発効。93年1月現在締約国数は24)。米州諸国間における人権伸張に関する国際協力の大きな成果であった。

この条約は、自由権規約と類似の諸権利を定めるが、「回答・訂正権」(14

条), 「非嫡出子及び嫡出子の法律上の平等」(17条5項), 「財産権」(21条), 「庇護権」(22条7項), 「一定事由に基づく外国人の追放・送還禁止」(同条8項)は自由権規約にないものであり, 注目される。社会権に関しても, 第3章(26条のみ)で漸進的実現について一般的に規定していることが留意される。その後2件の追加議定書で権利の追加がなされている。一つは, 1988年採択の「経済的, 社会的および文化的領域における追加議定書」(1993年現在未発効。締約国数は1)であり, 基本的な「社会権」について原則, 漸進的実現を目指すものである。他は, 1990年採択で91年発効の「死刑廃止議定書」(締約国数は2)である。

OAS枠内で国際人権基準の国際的監視を行う非政治的な主たる人権実施機関は, 米州人権委員会(以下, 「委員会」ともいう)および米州人権裁判所(以下, 「裁判所」ともいう)である⁽¹⁾。

委員会は, 1966年に認められた人権侵害に関する通報審理権限, 上述したOASの主要機関化等をふまえ, 大規模侵害, 個別侵害に対し, 現地調査を含む調査に基づく事実確認, 報告書の公表, 解決条件の勧告という手段を用いて, 米州諸国における人権保護に一定の成果をおさめてきた。委員会は, このいわばOAS憲章に基づく権限に加え, 条約に基づく権限も条約締約国との関係で有している。主たる権限は, 個人請願または国家通報について(前者は義務的(44条), 後者は選択的(45条)制度となっている), 受理可能性を審理し, 友好的解決作業を行い, 不成功の場合本案認定を行い, 裁量的に提案および勧告を行う権限(48条~50条), 事件の裁判所への付託権(51条), 事件について裁判所への出廷権(57条), そして勧告的意見要請権(64条1項)である。

裁判所は, 条約により設立された機関である点で, 委員会と異なる。各締約国が3人以内で提案する候補者名簿から, OAS総会の絶対多数で選出される7人の裁判官で構成される。また特任裁判官制度がある。裁判官は, OAS加盟国の国民であれば足り, 米州人権条約締約国国民であることは要求されていない。締約国国民でない裁判官として米国籍のバーゲンサル裁判官の例

がある。裁判官は、人格、人権、法律に関し高い資質を要求され、任期は6年である(以上、52条~55条参照)。裁判所の所在地はコスタリカのサンホセである。

裁判所は、争訟管轄権および勧告的管轄権を有する。前者は、任意的管轄権(62条)であり、1993年1月現在義務的管轄権受諾国数は14である。争訟管轄権の事項的範囲は、「条約」の解釈および適用に関するすべての事件であり(同条)，主体的範囲は、管轄権受諾国および委員会である(61条1項)。裁判所は争訟事件について判決を言い渡し、適当な場合には被害当事者に公正な補償を認める判決を言い渡す(第63条第1項)。1993年9月現在、本案判決に至った事件は2件、却下事件1件に止まる。争訟管轄権の重要性を認識しつつも、本稿では、紙幅の関係上、次に述べる勧告的管轄権を巡る諸問題の検討に限定される。

勧告的管轄権は、第64条で次のように定められている。

- 「1. 機構の加盟国は、本条約または米州諸国における人権の保護に関するその他の条約の解釈に関して、裁判所に諮問することができる。ブエノスアイレス議定書によって改正された米州機構憲章の第X章に掲げられた諸機関は、それらの権限の範囲内で、同様に裁判所に諮問することができる。
- 2. 裁判所は、機構の加盟国の要請に応じて、その国内法のいずれかの上記の国際文書との両立性に関して、意見を提出することができる。」

この文言からも明らかなように、裁判所は、主体的範囲、事項的範囲に関して広範な勧告的管轄権を有する。裁判所によれば、その勧告的管轄権は、「今日存在するいかなる国際裁判所の享有する勧告的管轄権より広く」⁽²⁾、「現代国際法においてユニークなものである」⁽³⁾。

裁判所は、勧告的管轄権の目的を、米州諸国がその国際的人権義務を実行することを援助し、そして米州制度のさまざまな機関が人権分野で割り当てられた任務を遂行することを援助することにあるとしている⁽⁴⁾。また米州制度外で採択された人権条約の委員会による解釈を事件関係国が誤ったものと

思料するとき、委員会解釈に対抗するために勧告的意見をもとめることの意義があることを指摘する⁽⁵⁾が、「援助」の特殊な場合と解される。

本稿は、上述のように広い管轄権を、かかる「援助」の観点から裁判所が具体的的事案でどのように解してきているのかを解明することを主たる狙いとする。勧告的意見は、1993年7月現在13件与えられており（章末の一覧表参照）、勧告的管轄権の検討に必要な相当の先例が蓄積されてきていると考えられるのである。そのように構築された先例をふまえることにより、勧告的管轄権が米州諸国の人権尊重の確保に与えるであろう意義が一段と明らかになろう。

II 主体的範囲

勧告的意見の要請権を有するのは、上述したように、OASの加盟国と、ブエノスアイレス議定書によって改正されたOAS憲章第X章に掲げられた諸機関である。国際司法裁判所（ICJ）および欧州人権裁判所と比較すると、国が含まれる点、そして後者と比較すると、広い機関に認められる点において、その主体的範囲は極めて広いといえよう⁽⁶⁾。

なお、争訟事件を扱うものでないゆえ、原告および被告という意味での当事者は存在しない⁽⁷⁾。

1. OAS 加盟国

OASの加盟国は、1989年11月現在33カ国である。ICJ、欧州人権裁判所と異なり、国に意見要請権が認められていること、さらには条約締約国であることが要件でないことは、極めて注目されよう。加盟国は、第64条1項および2項の両者に関して諮問者適格性（standing to request the advisory opinion）が認められており（機関は64条1項に関するのみ）、1件の諮問で両者を援用

しても受理可能である⁽⁸⁾。1993年7月現在9件の勧告的意見が国に与えられている。

勧告的意見 OC-4/84(以下、各勧告的意見については章末の一覧表参照)に
関し、当初コスタリカ議会の常任法律委員会が意見の要請をした。しかし、
裁判所は、当該機関が国際平面でコスタリカに代わって発言する権限を有する
政府機関の1ではないとし、外務大臣の正式な要請の提出期日を事案の付
託日とした⁽⁹⁾。これは、ウィーン条約法条約7条2項aからして妥当な判断で
あろう。

勧告的意見 OC-5/85は、NGOたる米州報道協会が諮問者適格性を有し
ていないため、政府が諮問することを当該NGOと約束したことに由来して
いた。裁判所は、この事情を全く問題視していない⁽¹⁰⁾。

以上から、立法機関等の国内機関およびNGO等が実質的な諮問者である
場合についても、外務大臣等の国際関係において国を代表する権限を有する
機関が諮問する形式をとれるならば、諮問者適格性の問題は発生しないこと
が導けると思われる。国によっては、実質的に一定の機関・団体に諮問を可
能とする法制度を導入することができることになろう。これが裁判機関に認め
られることになれば、EC条約177条の先行判決制度に類似的な機能を裁判
所は果たしうることになろう⁽¹¹⁾。

第64条1項に関し、「権限の範囲内で」の限定のあるOAS機関と対比して、
加盟国の諮問者適格性は広い。裁判所は、「OAS加盟国は勧告的意見を求
める絶対的な権利を有する」と表現し、それを確認している⁽¹²⁾。

2. 機 関

勧告的意見要請権限を有するOAS機関は、総会、外務大臣協議会議、常設
理事会、米州経済社会理事会、米州教育科学文化理事会、米州法律委員会、
米州人権委員会、事務局、専門会議、専門機関(米州農業協力機関、米州児童研
究所、米州婦人委員会、米州インディオ研究所、汎米保健機構、汎米地理歴史研究

所、全米麻薬濫用取締委員会)である。

現在まで勧告的意見を要請した機関は、委員会のみであり、1993年7月現在、4件の勧告的意見がある。裁判所は、OASの最高機関たる総会が加盟国に対し国際人権義務に従うよう要請する決議案を審議中に勧告的意見を求めるとの例を示したことがある⁽¹³⁾。総会の有する人権権限の広さからいって、将来的に重要な意味をもつ例示といえよう。

機関は、上述のようにその権限の範囲内のみにおいて勧告的意見を求める権限がある。裁判所によれば、「OAS機関の勧告的意見を求める権利は、その機関が正当な機構上の利益を有している争点に限定される」ことになる。そして、この「権限内」の認定は、まず各機関が決定することになるが、最終的には「OAS憲章や設立文書および個別機関の法的実行を考慮して本裁判所が決定する」のである⁽¹⁴⁾。国際裁判機関がいわゆる「管轄権の管轄権」を有することは、一般国際法規則である⁽¹⁵⁾ゆえ、妥当な判断であろう。

勧告的意見 OC-2/82⁽¹⁶⁾では、条約留保国の条約発効期日について諮問した委員会の諮問者適格性が検討された。裁判所は、機構の機関としての委員会の権限が憲章112条に網羅されていることを指摘する。さらに、条約および委員会規程上の広範な権限もある。その権限は、条約締約国・非締約国にかかわらずすべての加盟国に関連して行使される。よって、条約発効問題はその正当な機構上の利益であり、委員会の権限内に入る所以である。

このような具体的な事項を越えて、裁判所が次のように述べたことが注目される。「さらに、OAS憲章第112条が委員会に付与する人権の促進・遵守に関する広範な権限から、裁判所は、他のいくつかのOAS機関と異なり、委員会が、実際上、条約64条1項の枠内で勧告的意見を要請する絶対的権利を享有すると考える」(傍点筆者)と。

これはほぼ「権限内」限定を否認し、諮問者適格性を広く認めるもので、高く評価されよう⁽¹⁷⁾。

裁判所は、加盟国または機関を問わず、常に諮問者の適格性を確認する⁽¹⁸⁾。しかし、否認された例はない。

III 勧告的管轄権の事項的範囲

事項的範囲として、2種のカテゴリーが認められている。一つは、「本条約または米州諸国における人権の保護に関するその他の条約の解釈」(64条1項)であり、他は、「機構加盟国の国内法と〔人権関係条約〕との両立性」(同条2項)である。裁判所は、これらの事項に関し広い解釈を与えてきていることが注目される。

1. 「本条約」

「本条約」に関してはほとんど疑問の余地はない⁽¹⁹⁾。問題となった例として、勧告的意見 OC-2/82で扱われた先決的争点がある。留保付批准国に関する条約発効日の問題は条約寄託者たる事務総長と加盟国間の協議で処理されるという OAS 慣行から、裁判所の権限を否認したものであった。裁判所は、「条約64条は、裁判所に『本条約の解釈に関し』勧告的意見を与える権限を付与することについて、明白かつ明確である」として、この先決的問題を却下している⁽²⁰⁾。

条約に付された留保を勧告的意見で解釈する権限については、勧告的意見 OC-3/83で争点となった。裁判所は、条約法条約第21条1項の留保の効果規定をふまえ、「留保が条約自体の一部となることは明白である」として、その権限を肯定したことが留意される。もちろん、「その他の条約」についてもこのことは変わらない⁽²¹⁾。

2. 「その他の条約」

第64条1項の「その他の条約」に関しては、最初の勧告的意見 OC-1/82 の主題となった⁽²²⁾。

本件は、1982年にペルーが要請したもので、諮問事項は次のとおりである。

「『または米州諸国における人権の保護に関するその他の条約』の語句はどのように解釈されるべきか。

この事項に関し、ペルー政府は意見が次の個別の問題を扱うよう要請する。

上記語句は、次の条約に言及し、かつ包含するか。

- a) 米州制度の枠組みで、またはその主催の下で採択された条約のみ。
- b) 米州諸国間でのみ締結された条約、つまり、米州諸国のみが当事者である条約のみ。
- c) 1または2以上の米州諸国が当事者であるすべての条約」⁽²³⁾。

裁判所は、条約が裁判所の勧告的管轄権の正確な限界を明定していない、との立場からこの問題を扱う⁽²⁴⁾。

裁判所は、64条の文言の通常の意味、条約の目的、29条の解釈規則（とくに、他の条約上の権利・自由を制限する解釈の禁止）、委員会の実行、および準備作業⁽²⁵⁾から、a), b)のような狭い解釈ではなく、全員一致で次のように広く解した。

「裁判所は、一般的に、米州諸国で適用されるいざれかの条約で定められている人権保護を扱ういかなる規定に関しても管轄権行使しうるものであり、それは、二国間若しくは多数国間であるか、かかる条約の主要目的が何であるか、米州制度の非加盟国がその締約国となる権利を有しているかどうかを問わない。」⁽²⁶⁾

したがって、例えば、国連等の他の国際組織の採択した人権条約、人権保護規定を一部含む条約（裁判所は例として、OAS憲章を挙げる⁽²⁷⁾）を含むのである。

この勧告的意見手続で裁判所に提出された申立において、米州制度外の機関による解釈との競合の可能性からする勧告的管轄権に対する制限的主張が

あった。裁判所は、階層的に統合されていない裁判所間において同一文書に対する解釈の競合は普通の現象であり、国際法領域でも同様であること、そして勧告的意見が法的拘束力を欠くゆえ、解釈の競合は諮問者適格性を欠く國に重大な影響をもたらさないこと、からそのような主張を退けている⁽²⁸⁾。

これに対しディヴィッドソンは、解釈の競合のもつ重大性を過少評価している面のあることを指摘する。裁判所自身、勧告的意見 OC-3/83で、勧告的意見が同手続の審理不参加國の現在または将来の法的立場を弱めうるとしている、とするのである。もっとも、彼は、裁判所が第29条 b から他機関の解釈をより制限的に解釈することはありそうにはないと考える⁽²⁹⁾。

3. 米州人権宣言

米州人権宣言が OAS の人権保護制度にとって極めて重要な地位を占めていることは、米州人権委員会がその規程に基づき、本宣言を米州人権条約の非締約国たる OAS 加盟国の人権問題の評価基準として利用していることからも明らかである。人権委員会自身、I で一言したように1981年の第2141号事件で本文書の拘束力を肯定している⁽³⁰⁾。米州人権宣言が「その他の条約」に含まれるか否かは、米州人権委員会および条約非締約国たる OAS 加盟国にとっては決定的に重要な意味をもつことになる。この問題は、コロンビアの要請した1989年の勧告的意見 OC-10/89で扱われた。

コロンビアの要請した問題は次のとおりである。

「64条は、米州人権裁判所に対し OAS の 1 加盟国または機関の 1 からの要請で1948年にボゴタの第 9 回米州諸国国際会議で採択された人の権利および義務に関する米州宣言の解釈に関する勧告的意見を与えることを認めているか。」⁽³¹⁾

裁判所は、条約法条約、国際機構締結条約法条約、条約の準備作業に照らして、米州人権宣言が条約には該当しないとする⁽³²⁾。しかしながら、この条

約ではないという事実は、裁判所が同宣言の解釈を含む勧告的意見を与える権限を欠くという結論と自動的に結びつくものではないのである⁽³³⁾。まず、条約の前文3項および29条dでこの宣言に言及されていることから、「勧告的管轄権を行使して条約を解釈するに当たり、裁判所は、宣言を解釈しなければならないこともありうる」のである⁽³⁴⁾。いわば、条約解釈に関連する場合をさしているものと思われる。

この関連・付隨的解釈を越えた宣言自体の解釈についても、積極的に解する。OAS憲章は、前文、3条j、16条、43条、47条、51条、112条および150条で「基本的な人の権利」に言及しているが、その定義をしていない。しかし、米州諸国は、OAS諸機関の活動を介してその人権を具体化してきた⁽³⁵⁾。そして米州人権委員会に関するOAS憲章112条、150条、総会決議447号による同委員会規程の1条、同宣言をOAS加盟国の国際義務の源と承認する総会の諸決議、および1985年総会採択の米州拷問禁止条約の前文を検討し、次の結論を導く。

「よって、有権的な解釈手段により、機構の加盟国は宣言が憲章で言及されている基本的人権を含みかつ定義するという合意を表示したものということができる。したがって、機構の憲章は、人権に関する限り、宣言の対応規定にその規範を関連させることなく、OAS諸機関の実行と一致する形で、解釈・適用されることができない。」

機構の憲章および米州〔人権〕条約が第64条1項に従い裁判所が勧告的管轄権を有する条約であるという事実に鑑み、裁判所がその権限の枠組みと限度内において、これらの文書を解釈するに当たり必要となるときはいつでも米州宣言を解釈し、かつ、同宣言に関連する勧告的意見を与えることができるということになる。」⁽³⁶⁾

コロンビアの質問に肯定的に答えたこの勧告的意見の影響は大きいと思われる。米州人権条約の非締約国も米州人権宣言に拘束されることを確認したことには加え⁽³⁷⁾、米州人権宣言の解釈を、OAS加盟国および一定のOAS機関

が裁判所に求めることができるることを確認したからである。例えば、人権委員会は条約非締約国に関し主に人権宣言に依拠するゆえ、勧告的意見を利用することにより、かかる国も米州人権委員会の人権文書の解釈に対抗することが広く可能となる。

裁判所の意欲的な管轄権の理解は評価されるものの、米州人権宣言を全体としてOAS憲章の基本的人権の解釈として受け入れる実行、または合意の存在は十分といえるのか、さらにはそもそも時際法の適用が別個の非法的文書の導入という形でも可能なのか等の疑問は残る。本意見が実行(活動)または合意に言及することがあるように、むしろ明示もしくは黙示の別段の合意(=条約)または国際慣習の存在の探求という伝統的な手法によるべきではなかったか、とも思われる。裁判所の示した「憲章の有権的解釈論」が、強い反論を開いた合衆国⁽³⁸⁾等をも説得しうることになっていくかどうか、注目されよう。

4. 「国内法」

条約第64条2項は、人権関係条約と国内法との両立性に関し、OAS加盟国 の勧告的意見要請を認めている。裁判所はこの「国内法」に関連していくつかの判断を示している。憲法の国籍規定改正案と条約の両立性を質問したコスタリカの意見要請に関する1984年の勧告的意見OC-4/84では、「国内法」が憲法規範を含むか否かの受理可能性問題について、次のように判断した。

「国際協定が明示的にまたは文脈上全く限定を付すことなく『国内法』に言及するときは、常に、憲法規範を含む性質を問わないすべての国内法令および法規範に言及しているものとみなされなければならない」⁽³⁹⁾。

正当な判断と思われるが、広く解したことは評価されよう。「性質を問わない法規範」の表現は、慣習法や判例法の判例法等の不文法をも包含しうると考えることができよう。

勧告的意見 OC-4/84は、さらに、現行法のみならず議会で可決されていない段階の「法案」の受理可能性についても検討する。裁判所は、別の表現形式になることを別とすれば、64条1項でも法案と条約の両立性について意見を求めることができること、そして勧告的管轄権の援助性格、拒否することで意見要請国に人権侵害を強要する場合もありうること等、人権の確保という条約の目的論的解釈によりその権限を肯定する⁽⁴⁰⁾。

この解釈は、「国内法」の通常の意味から明らかに乖離すると思われるが、裁判所も言うように、64条1項で実質的にカバーされるのである⁽⁴¹⁾。しかし、法案と人権関連条約との両立性の形式で足りるという利用の容易さを考えれば、意欲的な条約の実効的解釈であり、勧告的意見の有用性を高めるものであったといえよう。もっとも、裁判所も指摘するように、現行法と異なり、法案については国内政争に巻き込まれる可能性があり、それは避けられなければならない。本件においては、そのような事情は認められていない⁽⁴²⁾。

その後、OC-12/91でも法律案と条約の両立性が諮問された。ウルグアイ政府は「法案」が国内法に該当しないとの抗弁を提起したが、裁判所は、上記先例に言及した例がある⁽⁴³⁾。本件は他の理由で受理不能とされた（第IV節(3)参照）。

条約に付される「留保案」についても、「法案」と同様に考えるべきとの解釈が存在する⁽⁴⁴⁾。その有用性は肯定するも、「留保」は条約の一部と解する先例に矛盾する（本節1参照）し、そもそも「国内法」の観念からあまりに遠いものとなろう。もちろん、64条1項に適合する形式による諮問であれば、実質的に意見を求めるることはいうまでもない。

裁判所は国内法と人権関係条約との「両立性」に事項的権限を有するのであり、もちろん国内法自体の解釈を行うものではない。裁判所も、「裁判所は、もし加盟国の国内法の適用若しくは解釈にのみ関わる……問題に応えるよう要請されるならば、意見を与える管轄権を欠いていることになろう。」⁽⁴⁵⁾と述べ、これを確認する。

諮問された問題が国内法の解釈の要素を有する場合が問題となる。これは、

勧告的意見 OC-7/85で争点となった。裁判所は、何が要求されているのかを確認するために、付託された問題を明確化し、一定の場合には再構成することが要請される場合があるとし、本件において再構成を試みる。ただその際、「一般的に、勧告的意見要請が裁判所の管轄権内にある分析と解釈の問題を含む場合、裁判所は、その要請が裁判所の管轄権外の争点を含んでいるとしても、回答を与えることを要請される。ただし、この権限外の争点が権限内の問題から完全には不可分である場合、またはその意見を与えることを差し控える決定を正当化するその他の理由が存在する場合は、この限りでない」⁽⁴⁶⁾と、「可分」であれば、原則的に権限行使するとしたことが注目される。質問表現および諮問国の主観的な意図を重視しないことにつながるからである。2判事の共同反対意見⁽⁴⁷⁾は、再構成の必要性がある場合を肯定しつつも、質問表現と意図を重視する。

上記の勧告的意見でコスタリカの要請した3件の問題のうち、第1の問題は、「米州人権条約14条の保護する権利〔回答・訂正権〕の完全かつ自由な行使は、同条約1条に基づきわが国の引き受けた義務に従ってコスタリカ国の管轄の下にあるすべての人にすでに保障されていると考えることができるか」⁽⁴⁸⁾である。

裁判所は、「定式化された問題は、明確に区別しうる二つの異なった争点を含む」として、条約第1条に関連した第14条1項の解釈に関わる争点と、コスタリカの国内法制度における第14条1項の適用に関わる争点をあげている。そして裁判所は最初の争点のみを勧告的管轄権の範囲内で扱うことができ、第2の争点は範囲外であるとする。この範囲で第1の問題は受理される⁽⁴⁹⁾。

2判事の共同反対意見は、質問自体および政府説明で示された要請に至った考慮から、回答・訂正権を定める法律が不存在にもかかわらず、既に保障されているかということが質問されている、と考える。これは、コスタリカの国内法制度の解釈に依存することになる⁽⁵⁰⁾。もし政府の真意が共同反対意見の通りであるとしたら、裁判所の判断には疑問が残ると思われる。残りの2つの質問については、共同反対意見が、第1の質問に依存するゆえ、受理

不能とするのに対し⁽⁵¹⁾、勧告的意見は第1の質問との表現上の連関を無視して、それらの「可分性」要件を満たし、受理可能とする⁽⁵²⁾。

IV 勧告的管轄権の制約根拠

上で確認された、広範な解釈を与えられた勧告的管轄権の事項的範囲は、上の基準に合致する条約および国内法がア・プリオリには排除されるものではないということに止まり、事件ごとの事情により受理できない場合があることは否定されえない。裁判所はこの問題を最初の勧告的意見 OC-1/82で一般的に検討する。

裁判所によれば、事項的範囲は、第64条の文脈、ならびに条約の趣旨および目的に鑑みると、同条の文言に内在する一定の一般的性格の限界が存在する⁽⁵³⁾。限界の第1群は、裁判所が米州人権条約に止まらず、米州制度の司法的機関であるという事実から生ずる。ここからは、米州制度の非加盟国によって締結された国際協定の範囲を確立すること、または米州制度に属していない国際機関の機構や運営を規律する法的規定を解釈することができない⁽⁵⁴⁾し、人権侵害の潜在的な被害者の権利を損なう形で、裁判所の争訟管轄権を害し、または条約設定の制度を弱体化したり、変更したりする可能性のある勧告的意見の要請に応えることができない⁽⁵⁵⁾。

限界の第2群は、ICJでも見られる、勧告的管轄権行使の許容的性格から生ずるものであり、各事件ごとに、決定的理由がある場合、上の限界を超さず、そして勧告的管轄権を歪めないようにするために意見を与えることを差し控えることができるとする⁽⁵⁶⁾。

以上のような一般的限界の基準を踏まえて、裁判所は、それ以後の勧告的意見要請の受理可能性を判断することになる。以下、裁判所で問題となった勧告的意見のいくつかについて検討する。

(1) 勧告的意見 OC-3/83

委員会が生命権（4条）に関わる解釈問題を諮問したが、この諮問に至った事情は、グアテマラとの見解の相違が存在したからであった。グアテマラは、第62条1項に基づく裁判所の争訟管轄権を受諾していないことを根拠に裁判所の管轄権に抗弁を提起したのである⁽⁵⁷⁾。

裁判所は、条約上争訟管轄権と勧告的管轄権は明確に区別されていることを指摘して、グアテマラの立論を退ける⁽⁵⁸⁾。そして、次のように述べて、委員会と加盟国間の紛争の存在自体は、米州制度への不当な干渉または被害者の利益を害するという管轄権の行使を差し控える事情には該当しない、と結論づける

「委員会は、その責務を十分に遂行するために、勧告的意見の要請を正当化しうる解釈を巡り、たまたま意見要請時に政府と委員会の間に紛争が存在するかしないかにかかわらず、なんらかの規定の意味に関し裁判所に諮問することを必要とし、または適当と考えることもありうる。もし委員会が、単に1または2以上の政府が規定の解釈に関し委員会と争っているというだけの理由で、勧告的意見を求めることができなくなるとしたら、結局のところ、ほとんど裁判所の勧告的管轄権を利用することができなくなるであろう」⁽⁵⁹⁾。

第44条、45条の請願・通報事件で援用されたかもしれない条約規定の場合についても同様である。その規定を解釈するにあたり、裁判所の勧告的意見はこれらの事件を裁判することにはならないからである⁽⁶⁰⁾。

このような事情は、委員会に限定されるものではなく、例えば、総会に關しても同様である⁽⁶¹⁾。裁判所によれば、勧告的手続は、争訟手続に対する並行的な制度であり、国および機関が争訟手続に付着する形式主義や制裁に従うことなく、人権条約に従い、かつそれを適用することを援助するものであるとしている。このような並行的制度論からすれば、紛争の存在自体は勧告的管轄権行使の妨害にはそもそもならないといえよう⁽⁶²⁾。裁判所は、ICJの先例とも一致すると考える⁽⁶³⁾。

なお、かかる勧告的意見により現在または将来の紛争において国が受けう

る法的影響に対する保証として、規則で国が完全に審理に参加する機会を与えられていることが示されている⁽⁶⁴⁾。

(2) 勧告的意見 OC-5/85

本意見⁽⁶⁵⁾は、委員会における事件（シュミット事件）に勝訴したコスタリカの諮問に基づき、同事件の争点たるジャーナリストの法定団体への強制加入の条約第13条および29条に照らした適法性、ならびに強制加入を定める国内法と両条との両立性を扱う。裁判所は、勧告的意見 OC-3/83で述べられた「並行的制度」に言及する⁽⁶⁶⁾一方、委員会事件当事国、特に敗訴国が争訟を選好せず、勧告的意見を求めた場合について、「得られる勧告的意見は裁判所の判決のもつ効果を欠くであろうゆえ、かかる戦略は『人権侵害の潜在的被害者の権利を害し』、『裁判所の争訟管轄権を損なう』とみなされることになるかもしれない」との慎重な姿勢を示す⁽⁶⁷⁾。

この結論は個々の事案の事情に依存すると指摘し、本件に関しては、勝訴国の要請という道義性の高さを評価しつつ⁽⁶⁸⁾、コスタリカのシュミット事件の不提訴についても、本来委員会が付託すべき事件であったことから、それに該当しないとする⁽⁶⁹⁾。

本意見は、並行的制度論に対する重要な制約を示したもので、注目されよう。この議論は、次に検討する勧告的意見で更に深められた。

(3) 勧告的意見 OC-12/91

本意見は、コスタリカ付託の刑事訴訟法の2カ条の改正および刑事上訴裁判所の設立に関わる議会で審理中の法案と、条約第8条2項hとの両立性の問題を扱う。

コスタリカによれば、この意見を要請するに至った事情は、現行刑事訴訟制度の改善、刑事裁判所における一層の保障の提供および条約第8条2項h規定との整合、の必要性を感じたためである⁽⁷⁰⁾。

もっとも、裁判所が委員会に要請して得た情報では、第8条2項h違反に

関わる9件の事件が委員会に係属中であることが判明した。うち1件については違反認定された(委員会決議26/86)。委員会の勧告に従い当事国が立法作業を行うものの、5年も延び延びになっている。他の8件の審理は中断されている。このような事情もあり、委員会は、上記決議に従った、事件の裁判所への付託を見合わせている⁽⁷¹⁾。

裁判所は、本件の事情をふまえて次のように述べる。

「裁判所は、コスタリカによって提出された問題に回答することは、勧告的意見の表の下で、裁判所へ未付託の争訟事案を、被害者に手続への参加の機会を与えることなく、決定することになりかねないと考える。かかる結果は、条約制度を歪めてしまうであろう。争訟手続は、定義上事案が勧告的手段よりもはるかに直接的に議論されかつ対立されうる場を与える。これは、個人に対し否定することのできない機会であるのに対し、個人は勧告手続に参加しないのである。争訟手続では個人の利益は委員会により提出されるが、委員会は争訟手続で異なる利益を有するかもしれない」⁽⁷²⁾。

このような本件の状況は、委員会に係属中の事件の請求者の人権を害する形で争訟管轄権を損なう危険性を有するとし、意見の要請を却下した⁽⁷³⁾。

(4) 勧告的意見 OC-13/93

本件は、裁判所の義務的争訟管轄権承認国のウルグアイおよびアルゼンチンが共同で意見を求めたものである。両国は、委員会権限に関わる第41条、50条および51条に関する解釈の要請が委員会で取り扱われてきた具体的な事件に関わっていると指摘し、5件の事件を引用した。裁判所は、委員会が問題の基準を適用した事件を引用することは、純粋に学問的見込みの事案に比べ勧告的管轄権行使に有利に働くとし、これらの事件が委員会または関係国により裁判所に付託されなかったゆえ、当該事件の本案を決定する権限がないことを指摘し⁽⁷⁴⁾、他の理由を示すことなく、勧告的意見を差し控える理由がないとした。当該個別事件が受理不能、または裁判付託期限後の委員会の第2報告作成後の段階にある(51条および章末の勧告的意見一覧表の13の③参

照) という事情を想像することはできる⁽⁷⁵⁾が、理由の中に明示されるべきだったと思われる⁽⁷⁶⁾。

以上の勧告的意見を整合的にとらえることは必ずしも容易ではないが、一応次のようにまとめることができよう。

並行的制度は、委員会と国との間に条約解釈を巡る紛争が存在する場合、委員会および関係国がいずれの制度を利用するかの選択を認める。これは、他の機関と国との場合も同様である。ただし、勧告的意見の要請が委員会事件の争点に関わり、被害者を害する偽装的争訟手続となる場合、その要請は認められない⁽⁷⁷⁾。委員会での敗訴国による意見要請の場合がその典型的な例である。

なお、勝訴国による要請については、本来委員会が付託すべきだった事件のときは、受理可能とされる。一方、委員会または国による意見要請、委員会における事案の審理段階、関係国の義務的争訟管轄権承認の有無により結論に差が生ずるのか等、必ずしも明確でない点も多いと思われる。

結 語

OASは、必ずしも十分とはいえないラテンアメリカ諸國の人権状況の改善のために、地域的な国際協力機構として一定の注目すべき役割を果たしてきた。条約による人権保障制度の導入もその大きな成果である。ここで検討した米州人権裁判所の勧告的管轄権は、その争訟管轄権と比較し、条約締約国にのみ関わるのでなく、OAS加盟国全体、さらには主要なOAS機関にも関わるという点において、米州地域にとって重要性をもつ。

裁判所の活動状況は、既述のように、1993年現在、争訟事件3件に対し勧告的事件13件と、勧告的手続の活用が顕著である。その限りで、勧告的意見制度は成功をおさめてきたといえよう。また、裁判所は、本稿で検討したよ

うに、その事項的管轄権を積極的にとらえてきている（「米州人権宣言」、「法律案」等）ことも、今後の利用を促進する要因になろう。また、コスタリカ4件、ウルグアイ3件の諮問と、特定国の関心が高い（その他は、ペルー、コロンビア、アルゼンチン各1件）が、徐々に関心が他の国に拡散することも予想される。

一方、委員会に関しては、争訟事件に関する裁判付託義務が裁判所により指摘された（IVの(2)参照）ことが影響し、その限りで委員会による諮問が減少する要因となる。もっともこれは争訟管轄権の活性化に繋がるものであり、人権救済にとって歓迎すべきことである。その他の機関に関しては、特に人権事項（例えば、人権基準の作成、人権侵害問題）に関わり合う度合いの高いOAS総会による諮問も、予想されうるであろう。また積極国による「先行判決」類似の制度の導入も、将来の課題として語りうる。

以上から、米州における人権尊重のための地域的国際協力の一形態としての裁判所の勧告的管轄権は、今後もその重要性を減ずることがないと思われるるのである。

勧告的管轄権の国および機関にとっての意義は、自国および米州における人権尊重の確保を誠実に求める観点から積極的に活用する限りにおいて、極めて有用な制度として機能することは、章末の勧告的意見一覧における問題に対する回答要旨を一瞥するだけでも容易に理解できよう。ただし、「偽装的争訟事件」に該当するような、勧告的管轄権の回避的利用は避けられなければならないし、裁判所も厳格に解していることは、評価されよう。争訟管轄権の委員会による積極的活用がここでも期待されるものである。それは義務的争訟管轄権承認国の増大とともに、友好的解決の得られない条約上の人権紛争（個人対締約国または締約国対締約国）の原則争訟手続処理ということにつながっていくものであろう。裁判所の両制度は、相互に補完し合いながら、米州における地域的人権協力の重要な核として発展していくことが期待されるし、裁判所の対応もそれに十分応えうるものであると評価されよう。

【注】

- (1) 裁判所規程、同手続規則、委員会規程および同内規（抄）の日本語訳については、北村泰三「米州人権機関の発足（一）」（『熊本法学』39号、1984年、p.129以下）参照。
- (2) Advisory Opinion OC-1/82, *Human Rights Law Journal* (以下、*HRLJ* と略記), Vol.3, 1982, p.142, para.4.
- (3) Advisory Opinion OC-3/83, *HRLJ*, Vol.4, 1983, p.350, para.43.
- (4) Advisory Opinion OC-1/82, *HRLJ*, Vol.3, 1982, p.145, para.25.
- (5) *Ibid.*, p.150, para.44.
- (6) H.G. Espiell, "La convention americaine et la convention europeene des droits de l'homme-Analyse comparative," *Recueil des Cours*, 1989-VI, 1991, pp.348-349 参照。
- (7) Advisory Opinion OC-3/83, *HRLJ*, Vol.4, 1983, pp.343-345, para.22 参照。
- (8) Advisory Opinion OC-5/83, *HRLJ*, Vol.7, 1986, p.16 参照。
- (9) Advisory Opinion OC-4/84, *HRLJ*, Vol.5, 1984, pp.161-164, paras.1-3, 11 参照。ただし、正確には外務大臣ではなく、外務次官であるゆえ、若干疑問は残る。
- (10) Advisory Opinion OC-5/85, *HRLJ*, Vol.7, 1986, pp.75-76, para.14 参照。
- (11) バーゲンサルは、裁判所規程第27条第2項による国と裁判所間の特別協定による先行判決類似制度の導入を唱導する。Thomas Buergenthal, "The Inter-American Court of Human Rights", *American Journal of International Law*, Vol.76, 1982, pp.243-244. より安定的な制度ということになろう。
- (12) Advisory Opinion OC-2/82, *HRLJ*, Vol.3, 1982, p.14.
- (13) Advisory Opinion OC-3/83, *HRLJ*, Vol.4, 1983, pp.348, para.38.
- (14) Advisory Opinion OC-2/82, *HRLJ*, Vol.3, 1982, p.156, para.14.
- (15) 横川新・佐藤文夫編『国際法講義』、北樹出版、1993年、p.201参照。
- (16) 北村泰三「米州人権条約実施機関の発足（二・完）」（『熊本法学』40号、1984年、p.159以下）に訳出されている。なお、拙稿「条約法に関するウィーン条約の留保規則（19条および20条）についての若干考察—米州人権裁判所勧告的意見 No.OC-2/82 をふまえて(1), (2)」（『成城法学』16号、1984年、p.65以下、および23号、1987年、p.59以下）参照。
- (17) 以上、Advisory Opinion OC-2/82, *HRLJ*, Vol.3, 1982, pp.156-157, paras.15-16 参照。
- (18) 例えば、勧告的意見 OC-9/87 のウルグアイに関し、*HRLJ*, Vol.9, 1988, p.

- 205, para.13 参照。
- (19) バーゲンサルも「説明の必要はない」とする。T. Buergenthal, "The Advisory Practice of the Inter-American Human Rights Court," *American Journal of International Law*, vol.79, 1985, p.5.
- (20) Advisory Opinion OC-2/82, *HRLJ*, Vol.3, 1982, pp.155-156, paras.11-13 参照。
- (21) Advisory Opinion OC-3/83, *HRLJ*, Vol.4, 1983, pp.351, para.45 参照。
- (22) 北村泰三, 前掲論文に, 本勧告の意見が訳出されている。p.145以下参照。
- (23) Advisory Opinion OC-1/82, *HRLJ*, Vol.3, 1982, p.141, para.8.
- (24) *Ibid.*, p.142, para.12.
- (25) *Ibid.*, pp.148-151.
- (26) *Ibid.*, p.153, para.52. なお, 裁判所によれば, 「米州諸国」は, 第64条で明確にされていないが, 文言の通常の意味から, 条約を批准または条約に加入し得るすべての国, つまり OAS の加盟国である, とする。*Ibid.*, p.147, para.35.
- (27) *Ibid.*, p.147, para.34.
- (28) 以上, *Ibid.*, pp.151-153, paras.49-51 参照。
- (29) S. Davidson, *The Inter-American Court of Human Rights*, Dartmouth, 1992, p.116.
- (30) Res. No.23/81, *Annual Report of the Inter-American Commission on Human Rights, 1980-1981*, pp.38-39, paras.15-17.
- (31) Advisory Opinion OC-10/89, *HRLJ*, Vol.11, 1990, p.118, para.2.
- (32) *Ibid.*, pp.123-124, paras.31-34.
- (33) *Ibid.*, p.124, para.35.
- (34) *Ibid.*, para.36.
- (35) *Ibid.*, p.125, para.39.
- (36) 以上, *Ibid.*, pp.125-126, paras.40-44.
- (37) もちろん, 条約締約国も宣言に拘束される。*Ibid.*, p.126, para.45.
- (38) *Ibid.*, pp.119-121, paras.12. 17.
- (39) Advisory Opinion OC-4/84, *HRLJ*, Vol.5, 1984, p.164, para.14.
- (40) *Ibid.*, pp.164-167, paras.16-28 参照。
- (41) 「両立性」の形式で提出されても, 「再構成」の手法で条約上の争点として分離することは可能と思われる。「再構成」については, 後述勧告的意見 OC-7/85 参照。
- (42) バーゲンサルによれば, 多数の政党からなる議会委員会の全会一致の要請を

- 受けた諮問であったことを指摘する。T. Buergenthal, *op. cit.* (note (19)), pp. 14-15.
- (43) Advisory Opinion OC-12/91, *HRLJ*, Vol.13, 1992, pp.150-151, paras.8, 15-22.
- (44) Davidson, *op. cit.*, pp.126-127 参照。
- (45) Advisory Opinion OC-7/85, *HRLJ*, Vol.7, 1986, p.239, para.11.
- (46) *Ibid.*, para.12.
- (47) ニエト・ナビアおよびニッケン判事の共同反対意見。*Ibid.*, pp.248-251. なお、この共同反対意見にバーゲンサル判事も同意している。*Ibid.*, p.251, para. 1.
- (48) *Ibid.*, p.250, para.13.
- (49) *Ibid.*, p.239, para.14.
- (50) *Ibid.*, p.250, paras.10-12 参照。
- (51) *Ibid.*, p.251, para.16.
- (52) *Ibid.*, pp.239-240, paras.16-17.
- (53) Advisory Opinion OC-1/82, *HRLJ*, Vol.3, 1982, p.143-144, para.18.
- (54) *Ibid.*, p.144, paras.19-21.
- (55) *Ibid.*, p.146, para.31.
- (56) *Ibid.*, pp.145-146, paras.26-31 参照。
- (57) 以上, Advisory Opinion OC-3/83, *HRLJ*, Vol.4, 1983, pp.340-341, paras.10-11 参照。
- (58) *Ibid.*, pp.346-347, paras. 32-35.
- (59) *Ibid.*, p.348, para.38.
- (60) *Ibid.*, p.349, para.41.
- (61) *Ibid.*, pp.348-349, paras. 38-39.
- (62) *Ibid.*, pp.350, para.43.
- (63) *Ibid.*, pp.350-351, para. 44.
- (64) *Ibid.*, p.344, para.24.
- (65) この意見の事例研究として、北村泰三「国際人権法判例研究(1)－シェミット事件判決」(『熊本法学』50号, 1986年, p.61以下)がある。
- (66) Advisory Opinion OC-5/85, *HRLJ*, Vol.7, 1986, p.77, para.21.
- (67) *Ibid.*, para.22.
- (68) *Ibid.*, para.23.
- (69) *Ibid.*, pp.77-78, paras. 24-26.
- (70) Advisory Opinion OC-12/91, *HRLJ*, Vol.13, 1992, p.149, paras. 1-2 参照。

- (71) 以上, *Ibid.*, pp.149-150, 151-152, paras. 9, 1, 24-25 参照。
- (72) *Ibid.*, p.152, para. 28. もっとも, 勧告的意見 OC-13/93 では, 委員会における請願者代理人が法廷援助者として書面の提出を認められている。Advisory Opinion OC-13/93, *HRLJ*, Vol. 14, 1993, p.252, para. 9 参照。
- (73) Advisory Opinion OC-12/91, *HRLJ*, Vol. 13, 1992, p.152, paras. 30-31.
- (74) Advisory Opinion OC-13/93, *HRLJ*, Vol.14, 1993, p.253, para.17.
- (75) 前者は, *Ibid.*, p.255, para.38 から, 後者は, p.256, 第IV節から。
- (76) 委員会における個人当事者の代理人を法廷助言者として書面の提出を認めている(注(72)参照)ことからも, 「偽装的争訟事件」に該当しないとの理由が必要といえよう。
- (77) 勧告的意見 OC-13/93 は, 相異なる結論に至った同 OC-3/83 と同 OC-12/91 につき, 「上で述べたように, 重要なことは, 勧告的意見の要請は, 被害者を害する形で偽装して争訟事件の解決を求めるこにより条約制度を歪める試みがないことである」と述べ, 両先例を「偽装的争訟事件」の基準で統一的にとらえようとしている。Advisory Opinion OC-13/93, *HRLJ*, Vol. 14, 1993, p.253, para.19. 「偽装的争訟事件」の観念は, すでに勧告的意見 OC-3/83 でも一言されている。*HRLJ*, Vol.4, 1983, pp.345, para.28 参照。

【資料】

米州人権裁判所の勧告的意見一覧

[意見番号のあとに（ ）は諮問機関、勧告的意見期日のあとに（ ）は諮問期日]

1. 裁判所の勧告的管轄権に服する「その他の条約」(米州人権条約第64条)

意見番号 OC-1／82 (ペルー)

勧告的意見 1982.9.24 (1982.4.28)

[回答要旨] ①裁判所は、一般的に、米州諸国で適用されるいざれかの条約で定められている人権保護を扱ういかなる規定に関しても、管轄権を行使しうる（全員一致）。

②ただし、勧告的管轄権の限度を超す場合には、勧告的意見を与えないことができる（全員一致）。

2. 米州人権条約の効力発生に対する留保の効果（第74条および第85条）

意見番号 OC-2／82 (米州人権委員会)

勧告的意見 1982.9.24 (1982.6.28付電報)

[回答要旨] 条約は、その批准国・加入国に関し、留保の有無を問わず批准書・加入書の寄託日に効力を生ずる（全員一致）。

3. 死刑の制限（米州人権条約第4条第2項および同条第4項）

意見番号 OC-3／83 (米州人権委員会)

勧告的意見 1983.9.8 (1983.4.25)

[回答要旨] ①条約は死刑の拡大を絶対的に禁止している（全員一致）。

②第4条第4項に付された留保は、新立法による死刑の拡大を留保国に許すものではない（全員一致）。

4. コスタリカ憲法の帰化規定に対する改正案

意見番号 OC-4/84 (コスタリカ)

勧告的意見 1984.1.19 (1983.7.22)

[回答要旨] ①帰化要件を厳格化する改正案は、条約第20条の国籍に対する権利に影響を与えない (5票対1票)。

②コスタリカ外で出生の中米人、スペイン系米州人、およびスペイン人にに対する優先規定は条約違反の差別とはならない (全員一致)。

③コスタリカで出生の中米人、スペイン系米州人、およびスペイン人にに対する優先規定は条約違反の差別とはならない (5票対1票)。

④改正案第15条による追加の帰化要件は、それ自体条約違反ではない (5票対1票)。

⑤コスタリカ人との外国人配偶者に関する外国人女性優先規定は、条約と両立しない差別となる (全員一致)。

5. ジャーナリストの法定団体への強制加入(米州人権条約第13条および第29条)

意見番号 OC-5/85 (コスタリカ)

勧告的意見 1985.11.13 (1985.7.8付公文)

[回答要旨] ①ジャーナリストの免許制は、第13条と非両立である (全員一致)。

②ジャーナリスト団体の根拠法たる法律第4420号は、一定の者に対しジャーナリスト団体への加入を禁止しているゆえ、第13条と非両立である (全員一致)。

6. 米州人権条約第30条の「法律」

意見番号 OC-6/86 (ウルグアイ)

勧告的意見 1986.5.9 (1985.8.14付公文)

[回答要旨] 「法律」とは、憲法上の民主的に選出された立法機関が議決し、憲法の定める手続に従って公布された、一般福祉に関わる一般的法規範を意味する (全員一致)。

7. 回答権または訂正権の実施可能性（米州人権条約第14条第1項、第1条第1項および第2条）

意見番号 OC-7/85 (コスタリカ)

勧告的意見 1986.8.29 (1985.10.1付公文)

[回答要旨] ①第14条第1項は、国際的に実施可能な回答権または訂正権を認めており、第1条第1項により締約国は、その管轄下のすべての者にその自由かつ完全な行為を尊重し、確保する義務を負う（全員一致）。

②第14条第1項の権利が国内的に実施可能でないとき、締約国は、第2条によりこの権利を実現するのに必要な立法またはその他の措置をとる義務を負う（全員一致）。

③第14条第1項の「法律」の語は、本項の権利の自由かつ完全な行使を確保するための必要なすべて国内的措置を包含する（全員一致）。

8. 緊急事態における人身保護令状（米州人権条約第27条第2項、第25条第1項および第7条第6項）

意見番号 OC-8/87 (米州人権委員会)

勧告的意見 1987.1.30 (1986.10.10付公文)

[回答要旨] 緊急事態において第7条第6項および第25条第1項の法的救済手段は停止することができない（全員一致）。

9. 緊急事態における司法的保障（米州人権条約第27条第2項、第25条および第8条）

意見番号 OC-9/87 (ウルグアイ)

勧告的意見 1987.10.6 (1986.9.6付公文)

[回答要旨] ①権利停止に服さない、第27条第2項の「不可欠な」司法的保障は、第7条第6項および第25項第1項の法的救済手段を含む（全員一致）。

②「不可欠な」司法的保障には、第27条第2項でいう諸権利の完全な行使を保障するのに適した国内法上の司法的手続を含む（全員一致）。

③上記司法的保障は、第8条で表明された適正な法的手続の枠内で行使さ

れるべきである（全員一致）。

10. 米州人権条約第64条の枠組における米州人権宣言の解釈

意見番号 OC-10/89 (コロンビア)

勧告的意見 1989.7.14 (1988.2.17付公文)

[回答要旨] 裁判所は、米州人権宣言を解釈する勧告的意見を与える権限を有する（全員一致）。

11. 国内的救済手段完了の例外（米州人権条約第46条第1項、第同条第2項および同条同項b）

意見番号 OC-11/90 (米州人権委員会)

勧告的意見 1990.8.10 (1989.1.31付公文)

[回答要旨] ①貧困や法曹界における代理人引受けに対する一般的な恐怖が存在する場合は、国内的救済手段を尽くすことは要求されない（全員一致）。

②国が国内的救済手段の存在を示した場合、苦情申立人は第46条第2項の予定する除外事由を立証しなければならない（全員一致）。

12. 法案と米州人権条約第8条第2項hとの両立性

意見番号 OC-12/91 (コスタリカ)

勧告的意見 1991.12.6 (1991.12.22付公文)

[回答要旨] 未付託の争訟問題を被害者に審理参加の機会を与えることなく決定することになるゆえ、勧告的管轄権の行使を差し控える（全員一致）。

13. 米州人権委員会の一定の権限（米州人権条約第41条、第42条、第46条、第47条、第50条および第51条）

意見番号 OC-13/93 (アルゼンチンおよびウルグアイ)

勧告的意見 1993.7.16 (1992.5.7)

[回答要旨] ①第41条および第42条に基づき米州人権委員会は国内法規範が人権条約義務違反であると認定しうる（全員一致）。

②米州人権委員会は、請願または個人通報を受理不能とした場合は、本案認定はできない（全員一致）。

③第50条および第51条は、類似の内容をもちうる別個の報告を定めるが、前者は公表不可であり、後者は公表可能である（全員一致）。